

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第100号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第32条第3号ア中「第39条第1項第1号イ，ハ若しくはニ，第2号」を「第39条第1項第2号」に改める。

第33条第1項第1号ア中「19,008円」を「13,068円」に改め，同号イ中「37,224円」を「27,324円」に改め，同号ウ中「42,768円」を「40,788円」に改め，同項第2号アを削り，同号イ中「20,592円」を「10,692円」に改め，同号イを同号アとし，同号ウ中「26,136円」を「24,156円」に改め，同号ウを同号イとし，同項第3号ア中「14,256円」を「4,356円」に改め，同号イ中「19,800円」を「17,820円」に改める。

附 則

この規則は，京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第95号）の施行の日から施行する。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）